国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年11月17日
都　　市　　局
都 市 計 画 課
まちづくり推進課
公園緑地・景観課

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を閣議決定

第221回国会において成立した「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号。以下「改正法」という。）」の施行期日を定める政令及び改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、本日、閣議決定されました。

１．背景

地域の稼ぐ力の強化や、まちの魅力磨き上げを通じ、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現するため、改正法が本年５月27日に公布されました。このため、改正法の施行期日を定めるとともに、都市再生特別措置法施行令等の関係政令の整備等を行います。

２．政令の概要

（１）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法（一部の規定を除く。）の施行期日を令和８年11月24日とします。

（２）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

①都市再生特別措置法施行令の一部改正

○　改正法により、一定の都市計画の案を作成しようとする場合に締結することができる都市再生整備等協定制度が創設されたところ、政令で協定の締結対象となる都市計画に係る都市施設（例：道路、公園、広場）等を定めます。

○　改正法により、固有魅力維持向上区域が創設され、当該区域に係る特定固有魅力形成建築物の増改築等をしようとする者は、一定の事項を市町村長に届け出なければならないこととされたところ、政令で当該増改築等の届出を要しない行為を定めます。

②地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正

○　改正法により、住民等による歴史的風致維持向上計画の提案制度が創設されたところ、政令で歴史的風致維持向上計画の提案を行うことができる一団の土地の規模の最低限度を定めます。

③その他所要の改正を行います。

【問い合わせ先】　国土交通省代表 03-5253-8111
政 令 全 般　　都市局都市計画課　三浦、福田（内線：32683、32626）、03-5253-8409（直通）
（２）①関係　　まちづくり推進課　金場、雨澤（内線：30612、32535）、03-5253-8406（直通）
　　②関係　　公園緑地・景観課　朝井、生田（内線：32932、32967）、03-5253-8954（直通）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行期日は、令和八年十一月二十四日とする。

政令第　　号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十一月二十四日とする。

理　由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は今回施行期日を定める分）

第１　都市再生特別措置法の一部改正

１　基本理念の創設

都市の再生は、都市が我が国の活力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること等に鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するために効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減等に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならないものとする。（第一条の二関係）

２　民間都市開発推進機構の行う支援等の追加

民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業等の施行に要する費用の一部として、まちづくり推進活動拠点施設等の整備に要する費用について支援等をすることができるものとする。（第二十九条、第三十条、第七十一条、第七十一条の二、第百三条及び第百四条関係）

３　都市再生整備等協定の締結等

（１）都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定（以下「都市再生整備等協定」という。）を締結することができるものとする。（第四十四条の三第一項関係）

（２）都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた都市計画の案を作成して、都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあっては、当該市町村都市計画審議会）に付議しなければならないものとする。（第四十四条の四関係）

（３）道路管理者等に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められる道路の整備に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定に基づき、道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。（第四十四条の三第三項及び第四項並びに第四十四条の五関係）

（４）公園管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、都市公園における都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定が公告された

日から五年以内に都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第四十四条の三第六項第一号及び第七項並びに第四十五条第一項関係）

（５）公園管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、飲食店、休憩所、管理事務所その他の公園施設であって、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置等に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定が公告された日から五年以内に公園施設の設置等について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第四十四条の三第六項第二号及び第七項並びに第四十五条第二項関係）

４　都市再生整備計画への固有魅力維持向上区域の記載等

（１）市町村は、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「固有魅力維持向上区域」という。）を、都市再生整備計画に記載することができるものとする。（第四十六条第二項関係）

（２）市町村は、固有魅力形成建築物（固有魅力維持向上区域内の建築物であって、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。）のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物（以下「特定固有魅力形成建築物」という。）の改修及び活用に関する事項を、都市再生整備計画に記載することができるものとする。（第四十六条第二十四項第一号関係）

（３）固有魅力維持向上区域について、次のとおり駐車場法の特例等を定めるものとする。（第四十六条第二十四項第二号、第六十二条の九第五項及び第六十二条の十二第二項関係）

イ　都市再生整備計画に、固有魅力維持向上区域における路外駐車場の配置及び規模の基準を記載することができるものとし、当該固有魅力維持向上区域内において、一定規模以上の路外駐車場を設置しようとする者は、当該設置に着手する日の三十日前までに、当該路外駐車場の位置等を市町村長に届け出なければならないもの等とする。

ロ　都市再生整備計画に、固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（ロにおいて「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができるものとし、当該固有魅力維持向上区域内において、一定規模以上の建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。

（４）都市再生推進法人は、都市再生整備計画に、都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項が記載されているときは、当該事項に基づき普通財産を使用することができるものとする。（第四十六条第二十四項第三号及び第六十二条の十三第二項関係）

（５）土地所有者等は、その全員の合意により、固有魅力形成建築物、その建築物の

存する土地及びこれに隣接する他の土地の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「固有魅力維持向上協定」という。）を、市町村長の認可を受けて締結することができるものとし、当該認可の公告のあった後に当該固有魅力維持向上協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。（第四十六条第二十四項第四号及び第七十二条の二関係）

（６）特定固有魅力形成建築物の増築等をしようとする者は、当該増築等に着手する日の三十日前までに、行為の種類等を市町村長に届け出なければならないもの等とする。（第四十六条の九関係）

（７）都市再生推進法人は、景観行政団体に対し、固有魅力維持向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができるもの等とする。（第六十二条の十五関係）

（８）固有魅力維持向上区域が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するときは、都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができるもの等とする。（第六十二条の十六関係）

５　滞在快適性等向上区域における歩行者利便増進道路の指定の特例等

（１）道路管理者等に協議し同意を得た上で、都市再生整備計画に、滞在快適性等向上区域内に存する道路であって、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものの整備に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備計画に基づき、道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。

（２）道路管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備計画に、滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路等の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備計画が公表されたときは、道路管理者は、遅滞なく、当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域として指定するものとする。（第四十六条第十四項から第十六項まで及び第六十二条関係）

６　特定業務施設等の立地の誘導等

（１）市町村は、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。）及び当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を、立地適正化計画に記載することができるものとする。（第八十一条第六項関係）

（２）（１）の事項を立地適正化計画に記載する場合には、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設及び特定業務施設等の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針を防災指針とす

るものとする。（第八十一条第二項第五号関係）

（３）誘導施設等整備事業に、特定業務施設等を有する建築物の整備に関する都市開発事業を追加する。（第九十五条関係）

（４）都市機能誘導区域のうち、特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができるものとし、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度等を定めるものとする。（第百八条の四関係）

７　立地適正化計画に係る都道府県の関与等

（１）市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならないものとし、都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、意見を述べるものとする。（第八十一条第二十七項及び第二十八項関係）

（２）都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な援助を行うものとする。（第八十一条第二十九項関係）

（３）都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。（第八十一条第三十項関係）

８　防災施設管理協定の締結等

（１）市町村は、立地適正化計画にその整備に関する事項等が記載された防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等との間において、防災施設の管理に関する協定（以下「防災施設管理協定」という。）を締結することができるものとする。

（２）防災施設管理協定は、これを締結した旨の公告のあった後において当該防災施設管理協定の目的となる施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。（第八十一条第十四項から第十六項まで及び第百八条の五から第百八条の十まで関係）

９　立地適正化施設整備等協定の締結等

（１）市町村は、居住誘導区域内における住宅等の整備に関する事業若しくは都市機能誘導区域内における誘導施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業（以下「立地適正化施設整備事業」という。）を行うために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者との間において、所要の事項を定めた協定（以下「立地適正化施設整備等協定」という。）を締結することができるものとする。（第百八条の十一関係）

（２）市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた都市計画の案を作成して、市町村都市計画審議会に付議しなければならないものとする。（第百九条関係）

10　市町村都市再生協議会の協議事項の追加等

（１）市町村都市再生協議会（以下「市町村協議会」という。）の協議事項に、11 の（２）のまちづくり推進活動計画及びその実施に関する事項を追加する。（第百十七条第一項関係）

（２）第百十七条第一項第二号から第七号までに掲げる者は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができるもの等とする。（第百十七条第三項及び第四項関係）

11　まちづくり推進活動計画の作成等

（１）都市再生基本方針に定める事項として、（２）のまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項を追加する。（第十四条関係）

（２）市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくりの推進を図る活動（以下「まちづくり推進活動」という。）に関する計画（以下「まちづくり推進活動計画」という。）を、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成することができるものとする。（第百十七条の二第一項から第三項まで関係）

（３）関係する道路管理者等を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、まちづくり推進活動を実施する区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての歩行者利便増進道路の指定があったものとみなすものとする。（第百十七条の二第四項及び第百十七条の三第一項関係）

（４）関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、利便増進誘導区域の指定に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての利便増進誘導区域の指定があったものとみなすものとする。（第百十七条の二第五項及び第百十七条の三第二項関係）

（５）関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、都市公園における都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表された日から二年以内に都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第百十七条の二第八項第一号及び第百十七条の四第一項関係）

（６）関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、飲食店、休憩所、管理事務所その他の公園施設であって、まちづくり推進活動を実施する区域内の都市公園にお

ける多様な滞在者等の交流若しくは滞在の拠点となるもの又は当該都市公園の円滑な管理の実施に資するものの設置等に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表された日から二年以内に公園施設の設置等について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第百十七条の二第八項第二号及び第百十七条の四第二項関係）

（７）関係する公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、まちづくり推進活動を実施する区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（（７）において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができるものとし、当該区域内において、一定規模以上の建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。（第百十七条の二第九項及び第百十七条の五関係）

（８）市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該まちづくり推進活動計画の区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくり推進活動の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、まちづくり推進活動計画を変更するものとする。（第百十七条の六関係）

12　都市再生推進法人の業務の追加

都市再生推進法人の業務に、固有魅力形成建築物の所有者との契約に基づき当該固有魅力形成建築物の整備又は管理を行うこと、及びまちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行うことを追加する。（第百十九条関係）

13　民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長

民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を令和十四年三月三十一日とする。（附則第三条関係）

14　その他

その他所要の改正を行う。

第２　建築基準法の一部改正

１　特定業務施設等誘導地区内の建築物であって、その全部又は一部を都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものの容積率は、当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた数値以下とするものとする。（第五十二条関係）

２　特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積は、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならないものとする。（第六十条の四第一項関係）

３　特定業務施設等誘導地区内においては、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定めるものとする。（第六十条の四第三項関係）

４　特定業務施設等誘導地区内においては、地方公共団体は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、用途地域における用途の制限を緩和することができるものとする。（第六十条の四第四項関係）

５　その他所要の改正を行う。

第３　土地区画整理法の一部改正

１　施行地区内の都市計画施設について、次のとおり特例を定めるものとする。

（１）施行地区内の土地を立体的に利用する必要がある都市計画施設の区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、当該施行地区内の土地の上の空間又は地下に当該都市計画施設が存するように定めることができるものとする。（第六条第八項関係）

（２）（１）により事業計画において施行地区内の土地の上の空間又は地下に都市計画施設が存するように定められた場合において、当該土地について権利を有する者及び換地計画において当該土地について権利を有することと定められるべき者の全ての同意を得たときは、換地計画において、当該都市計画施設の管理者等が当該土地について有する当該都市計画施設に関する権利は、換地処分があった旨の公告等があった日の翌日以後においても、なお従前の土地の上に存するものとして定めることができるものとする。（第八十九条の五関係）

（３）（２）により換地計画において従前の土地の上に存するものとして定められた権利は、換地処分があった旨の公告等があった日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存するものとする。（第百四条第四項関係）

２　宅地の所有者の申出又は同意があった場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないで、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができるものとする。（第九十条の二関係）

３　特定固有魅力形成建築物、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物でその性質上これを移転することが適当でないものの所在する宅地については、これらの定着物の移転の必要を生じないように、換地計画において換地を定めなければならないものとする。（第九十五条第四項関係）

４　地役権者は、換地計画により従前と同一の利益を受けることができなくなることが見込まれる場合は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができるものとする。（第百十五条関係）

５　土地区画整理事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定めるものとし、施行者が過失なく送付を受けるべき者を知ることができないときその他当該政令の規定によることができないときにおいては、その書類の内容の公告をすることをもって書類の送付に代えることができるものとする。（第百三十三条関係）

６　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができるほか、裁判所に対し、同法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができるものとする。（第百三十三条の二関係）

７　その他所要の改正を行う。

第４　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

１　国は、地方公共団体が都市再生推進法人に対し、まちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行う業務等に要する費用に充てるための資金を無利子で貸し付けるときは、当該地方公共団体に対し、その貸付けに必要な資金の一部を貸し付けることができるものとする。（第一条第六項関係）

２　１による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。（第二条第九項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第５　都市計画法の一部改正

１　地域地区に、特定業務施設等誘導地区を追加する。（第八条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第６　都市再開発法の一部改正

１　市街地再開発事業の施行区域

市街地再開発事業の施行区域に、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められた特定業務施設等誘導地区の区域を追加する。（第二条の二第一項及び第三条関係）

２　市街地再開発事業に関する都市計画において定められる事項の追加等

（１）第一種市街地再開発事業に関する都市計画においては、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨を定めることができるものとし、当該第一種市街地再開発事業を施行するときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めなければならないものとする。（第五条の二及び第百十一条関係）

（２）市街地再開発組合（以下「組合」という。）の設立の認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画（都市計画法第二十一条の三に規定する計画提案を踏まえた都市計画をいう。以下同じ。）に定められた第一種市街地再開発事業（（１）により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に限る。）は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。（第十四条関係）

（３）（２）の同意を得て設立された組合の特別決議事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決するものとする。（第三十三条関係）

（４）事業施行の認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画に定められた市街地再開発事業（第一種市街地再開発事業にあっては、（１）により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行しようとする者に限る。）は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅

地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。（第五十条の四関係）

（５）（４）の同意を得て事業施行の認可を受けた再開発会社は、第百十八条の六第一項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。（第百十八条の六関係）

３　一般所有者等の同意による要請及び申請

（１）裁判所は、一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該所有権又は借地権を有する者（以下「所在等不明所有者等」という。）以外のその区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者（以下「一般所有者等」という。）であって第七条の二第三項の規定による要請をしようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上の同意を得ることにより当該要請をすることができる旨の裁判をすることができるものとする。（第七条の二第六項関係）

（２）裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、一般所有者等であって組合の設立の認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が２の（２）の同意を得ようとする者である場合にあっては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上）の同意を得ることにより組合の設立の認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができるものとする。（第十四条の二関係）

（３）裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、事業施行の認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が２の（４）の同意を得ようとする者である場合にあっては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上）の同意を得ることにより事業施行の認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができるものとする。（第五十条の四の二関係）

４　個別利用区内の宅地への権利変換の申出

権利変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出をすることができる建築物に、特定固有魅力形成建築物、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物を追加する。（第七十条の二第二項関係）

５　借家条件の協議

（１）権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられることとなる者と当該施

設建築物の一部について賃借権が与えられることとなる者は、権利変換計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができるものとする。（第百二条第二項関係）

（２）管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができるものとする。（第百十八条の二十二第二項関係）

６　施設建築敷地内の施設に関する特例

都市計画施設の区域をその施行地区に含む市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に立体的に整備する必要がある都市計画施設（以下「特定施設」という。）を設置し、又は特定施設が存するように定めることができるものとする。（第百九条の二及び第百十八条の二十五関係）

７　書類の送付等

市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定めるものとし、施行者が過失なく送付を受けるべき者を知ることができないときその他当該政令の規定によることができないときにおいては、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができるものとする。（第百三十五条関係）

８　命令等の請求

施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができるほか、裁判所に対し、同法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができるものとする。（第百三十五条の二関係）

９　その他

その他所要の改正を行う。

第７　景観法の一部改正

１　景観計画に係る都道府県の関与等

（１）都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に関する計画の策定に関する基本方針を定めることができるものとする。（第七条の二関係）

（２）都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会を組織することができるものとする。（第七条の三関係）

（３）景観計画は、当該景観計画区域について（１）の基本方針が定められていると

きは、当該基本方針に基づくものでなければならないものとする。（第八条第六項関係）

２　景観再生事業及び再生協定

（１）景観計画の記載事項として、人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物の老朽化等により良好な景観が損なわれている区域において、所有者に代わって行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景観を再生する事業（以下「景観再生事業」という。）の実施に関する事項を追加する。（第八条第二項及び第五項関係）

（２）（３）の認可を受けた再生協定に基づき行う行為については、第十六条第一項から第七項までの規定は適用しないものとする。（第十六条第八項関係）

（３）景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画に（１）の事項が定められている場合においては、建造物の所有者と所要の事項を定めた協定（以下「再生協定」という。）を締結して、景観再生事業を実施することができるものとし、景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならないものとする。（第四十六条の二第一項及び第四項関係）

（４）再生協定は、これを締結した旨又は（３）の認可をした旨の公告があった後において再生協定の目的となる建造物の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。（第四十六条の二第五項関係）

（５）再生協定においては、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができるものとし、景観整備推進法人は、（３）の認可を受けたときは、普通財産の譲渡を受け、又は再生協定の期間内に限り普通財産を使用することができるものとする。（第四十六条の二第二項及び第九十三条の二関係）

３　景観計画区域における届出の特例

市町村である景観行政団体の長に対し、第１の４の（６）による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第十六条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなすものとする。（第十六条第七項関係）

４　景観整備推進法人

（１）景観整備機構として指定できる対象に、良好な景観の形成を図ることを目的とする会社を追加するとともに、景観整備機構の名称を景観整備推進法人に改める。（第九十二条関係）

（２）景観整備推進法人の業務に、景観計画に定められた景観再生事業を行うことを追加する。（第九十三条関係）

５　市町村による景観行政事務の終了

都道府県に代わって景観行政事務を処理する市町村の長は、当該景観行政事務の処理を終了しようとするときは、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならないものとする。（第九十八条第三項関係）

６　その他

その他所要の改正を行う。

第８　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正

１　市町村は、都道府県に対し、拠点施設（当該市町村が作成した立地適正化計画に記載された特定業務施設等であるものに限る。）に関する事項をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができるもの等とする。（第五条関係）

２　民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間拠点施設整備事業計画に係る拠点施設整備事業の施行に要する費用の一部について、認定事業者等に対する資金の貸付けにより、支援することができるものとする。（第十五条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第９　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正

１　重点区域に、文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地の区域等を追加する。（第二条第二項関係）

２　第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であって一定規模以上のものについて、当該土地の所有権等を有する者は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができるもの等とする。（第十条の二関係）

３　第１の４の（６）による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなすものとする。（第十五条第八項関係）

４　その他所要の改正を行う。

第 10　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。（附則第二条から第五条まで関係）

３　この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第六条関係）

４　その他所要の改正を行う。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第１　都市再生特別措置法施行令の一部改正

１　都道府県又は市町村がその都市計画の案を作成しようとする場合に都市再生整備等協定を締結することができる都市施設を定める。（第十三条の二関係）

２　都市再生整備等協定に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等を定める。（第十三条の三関係）

３　都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準を定める。（第十三条の四関係）

４　特定固有魅力形成建築物の増築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を定める。（第二十条の二関係）

５　特定固有魅力形成建築物の増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為を定める。（第二十条の三関係）

６　まちづくり推進活動計画に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等を定める。（第四十六条関係）

７　まちづくり推進活動計画に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準を定める。（第四十七条関係）

８　その他所要の改正を行う。

第２　建築基準法施行令の一部改正

１　特定業務施設等誘導地区における既存不適格建築物について増築又は改築等をする場合の、建築物の建築面積及び容積率の最低限度に係る制限の緩和等について定める。（第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第七項関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

１　国による資金の貸付けの対象となる、都市再生推進法人の業務に要する費用の範囲について定める。（第二十六条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第４　都市計画法施行令の一部改正

特別区の存する区域においては、市町村が定めるべき都市計画のうち特定業務施設等誘導地区に関するものは、都が定める。（第四十六条第一号関係）

第５　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正

１　土地所有者等が歴史的風致維持向上計画の作成等を提案することができる一団の土地の区域の規模を定める。（第二条の二関係）

２　その他所要の改正を行う。

第６　都市公園法施行令の一部改正

１　第１の２及び第１の６の施設等（仮設工作物を除く。）に係る都市公園の占用の期間は、十年をこえることができないものとする。（第十四条第一号関係）

２　その他所要の改正を行う。

第７　宅地建物取引業法施行令の一部改正

１　広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、建築基準法第六十条の四第二項ただし書の許可及び同条第三項の規定に基づく条例の規定による処分を追加する。（第二条の五第二号関係）

２　宅地等の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、次に掲げる事項の概要を追加する。

（１）建築基準法に規定する、特定業務施設等誘導地区内の容積率等の制限及び用途規制（第三条第一項第二号関係）

（２）景観法に規定する、再生協定に係る承継効（第三条第一項第七号関係）

（３）都市再生特別措置法に規定する、特定固有魅力形成建築物を増築等する場合の届出義務並びに固有魅力維持向上協定及び防災施設管理協定に係る承継効（第三条第一項第五十八号関係）

第８　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

民間都市開発事業の要件に、特定業務施設等を有する建築物の整備に関する認定誘導事業であることを追加する。（第二条第一項第二号関係）

第９　不動産特定共同事業法施行令の一部改正

広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、建築基準法第六十条の四第二項ただし書の許可及び同条第三項の規定に基づく条例の規定による処分を追加する。（第七条第二号関係）

第10　その他

その他所要の改正を行う。

第11　附則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月二十四日）から施行する。（附則第一項関係）

政令第　　号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

（都道府県又は市町村がその都市計画の案を作成しようとする場合に都市再生整備等協定を締結することができる都市施設）

第十三条の二　法第四十四条の三第一項第八号の政令で定める都市施設は、第十二条各号に掲げるものとする。

（都市再生整備等協定に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等）

第十三条の三　法第四十四条の三第六項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所

三　地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するもの

四　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

五　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第十三条の四　法第四十五条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　前条各号に掲げる施設等の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。

二　前条各号に掲げる施設等（地上に設けるものに限る。）の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設を

いう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

三　前条各号（第三号を除く。）に掲げる施設等（地下に設けるものに限る。）の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

四　前条第一号に掲げる施設等にあってはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる施設等にあってはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第四号に掲げる施設等（停留所の上家に限る。）にあってはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五　前条第三号に掲げる施設等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとすること。

六　前条各号に掲げる施設等の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ　工事現場には、柵又は覆いを設けること、夜間は赤色灯をつけることその他公衆の都市公園の利

用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第十八条の見出しを「（都市再生整備計画に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等）」に改め、同条第四号中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削る。

第十九条中「第四十六条第十四項第一号」を「第四十六条第十四項第二号」に、「及び」を「又は」に改める。

第二十条中「第四十六条第十四項第二号ロ(2)」を「第四十六条第十四項第三号ロ(2)」に改め、同条第二号中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（増築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第二十条の二　法第四十六条の九第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　都市再生整備計画に記載された法第四十六条第二十四項第一号に定める改修及び活用に関する事項に基づいて行う行為

二　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第二十条の三　法第四十六条の九第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるもの（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

一　都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（以下「都市計画施設」という。）を管理することとなる者がその都市計画施設の整備に関する事業の施行として当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為

二　土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行として行う行為

三　都市再開発法第二条第一号に規定する市街地再開発事業の施行として行う行為

四　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業の施行として行う行為

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行として行う行為

第二十四条中「第六十二条第一項第三号」を「第六十一条の二第一項第三号」に改める。

第二十五条の見出し中「都市公園」を「都市再生整備計画に基づく都市公園」に改め、同条中「は、次のとおり」を「については、第十三条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一号、第二号及び第六号中「前条各号に掲げる」とあるのは「第十八条各号に掲げる施設等又は第十九条に規定する」と、同条第三号中「前条各号（第三号を除く。）」とあるのは「第十八条各号」と、同条第四号中「前条第一号」とあるのは「第十八条第一号」と、「同条第四号」とあるのは「同条第三号」と、同条第五号中「前条第三号に掲げる」とあるのは「第十九条に規定する」と読み替えるもの」に改め、同条各号を削る。

第二十六条第一項中「前条」を「第十三条の四」に改める。

第三十条中「第八十一条第十九項」を「第八十一条第二十三項」に改める。

第三十五条中「都市計画法第四条第六項に規定する」及び「（第四十五条において「都市計画施設」という。）」を削る。

第四十二条第一号中「誘導施設」の下に「又は特定業務施設等」を加える。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条の次に次の二条を加える。

（まちづくり推進活動計画に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等）

第四十六条　法第百十七条の二第八項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所

三　地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するもの

四　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

五　都市公園法第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（まちづくり推進活動計画に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第四十七条　法第百十七条の四第一項の政令で定める技術的基準については、第十三条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一号から第三号まで及び第六号中「前条各号」とあるのは「第四十六

条各号」と、同条第四号中「前条第一号」とあるのは「第四十六条第一号」と、同条第五号中「前条第三号」とあるのは「第四十六条第三号」と読み替えるものとする。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ロ中「並びに法第六十条の三第二項」を「、法第六十条の三第二項並びに法第六十条の四第二項」に改める。

第九条第六号中「及び第百七条」を「、第百七条及び第百十七条の五」に改める。

第百三十七条中「第六十一条」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、法第六十一条」に改める。

第百三十七条の九中「又は法第六十条の三第一項」を「、法第六十条の三第一項又は法第六十条の四第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「又は特定用途誘導地区」を「、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

第百三十七条の十二第七項中「第六十七条第一項」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第三条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第二十六条を削る。

第二十七条中「都市再生特別措置法」の下に「（平成十四年法律第二十二号）」を加え、「に規定する事業」を「、第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務」に改め、同条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

（都市計画法施行令の一部改正）

第四条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「又は特定用途誘導地区」を「、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

（景観法施行令の一部改正）

第五条　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第三条中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に改める。

第六条中「第八条第九項」を「第八条第十一項」に改める。

第八条中「第十六条第七項第一号」を「第十六条第八項第一号」に改める。

第九条中「第十六条第七項第十号」を「第十六条第八項第十一号」に改める。

第十条中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改め、同条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条第四号ニ中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改め、同号ホ中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ニ(1)」に改める。

第二十八条の見出し中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条中「第九十三条第四号」を「第九十三条第五号」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第六条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（歴史的風致維持向上計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第二条の二　法第十条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第二条第二項第一号に規定する土地の区域において一体として行われる歴史的風致の維持及び向上を図るための住民の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、市町村は、条例で、当該土地の区域の一部の区域について、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

第七条第一項第十号中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十九項」に改め、同項第十一号中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第七条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第十四条第一号ニ」を「第十四条第一号ホ」に、「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改める。

第十条の二第十一号中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十九項」に改める。

第十四条第一号ニを同号ホとし、同号ハ中「第四十六条第十四項第一号」を「第四十六条第十四項第二号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「（平成十四年政令第百九十号）」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第十三条の三第一号から第四号までに掲げるもの（都市再生特別措置法第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第六項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）

第十四条第一号に次のように加える。

へ　都市再生特別措置法施行令第四十六条第一号から第四号までに掲げるもの（都市再生特別措置法第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第八項第一号に掲げる

事項に係るものに限る。）

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第八条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十条の三第二項ただし書」の下に「、第六十条の四第二項ただし書」を、「第五十条」の下に「、第六十条の四第三項」を加える。

第三条第一項第二号中「第六十一条」を「第六十条の四第一項及び第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条」に改め、同項第七号中「第四十一条」の下に「（同法第四十六条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五十八号中「第四十五条の二十一第三項」の下に「、第七十二条の二第三項」を、「第四十五条の二十、」の下に「第四十六条の九第一項及び第二項、」を加え、「並びに第百八条第一項及び第二項」を「、第百八条第一項及び第二項並びに第百八条の十」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第九条　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十三号及び第二十六号」を「第二十四号及び第二十七号」に改め、第三十六号を第三十七号とし、第二十号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十条　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十二条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十八号及び第二十号」を「第十九号及び第二十一号」に改め、第二十八号を第二十九号とし、第十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「誘導施設」の下に「又は同条第六項に規定する特定業務施設等」を加える。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十四条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第六十条の三第二項ただし書」の下に「、第六十条の四第二項ただし書」を、「第五十条」の下に「、第六十条の四第三項」を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第十五条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第二十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十六条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第十七条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第六十一号を第六十二号とし、第三十七号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

第二十六条第一項第九号中「（平成十四年法律第二十二号）」を削る。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第十八条　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第十九条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第二十号及び第二十六号」を「第二十一号及び第二十七号」に改め、第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第二十六号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正）

第二十一条　独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号か

ら第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

第十五条第一項中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二十二条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第二十号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　都市再生特別措置法第四十六条の九第五項及び第六項

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上

げ、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の一部改正）

第二十四条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（国立健康危機管理研究機構法施行令の一部改正）

第二十五条　国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第四号中「第八十一条第十三項」を「第八十一条第十七項」に改める。

第八十六条第九号中「都市再生特別措置法に規定する」の下に「都市再生整備等協定、」を、「管理協定」の下に「、固有魅力維持向上協定」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月二十四日）から施行する。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正）

2　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十三号及び第二十六号」を「第二十四号及び第二十七号」に改める。

理　由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県又は市町村がその都市計画の案を作成しようとする場合に都市再生整備等協定を締結することができる都市施設を定める等都市再生特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案　新旧対照条文　目次

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）（第一条関係）……1
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）……9
○ 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）（抄）（第三条関係）……13
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）（第四条関係）……15
○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第五条関係）……16
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第六条関係）……19
○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第七条関係）……21
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第八条関係）……24
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第九条関係）……28
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第十条関係）……29
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）……30
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第十二条関係）……31
○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）（第十三条関係）……32
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第十四条関係）……33
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第十五条関係）……35
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第十六条関係）……36
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第十七条関係）……37
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第十八条関係）……38
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第十九条関係）……39
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二十条関係）……40
○ 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第二十一条関係）……41

○　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第二十二条関係）……42
○　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第二十三条関係）……43
○　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）（抄）（第二十四条関係）……44
○　国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）（抄）（第二十五条関係）……45
○　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第二十六条関係）……46
○　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（附則第二項関係）……47

○　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県又は市町村がその都市計画の案を作成しようとする場合に都市再生整備等協定を締結することができる都市施設） 第十三条の二　法第四十四条の三第一項第八号の政令で定める都市施設は、第十二条各号に掲げるものとする。	（新設）
（都市再生整備等協定に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等） 第十三条の三　法第四十四条の三第六項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 二　観光案内所 三　地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するもの 四　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家 五　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物	（新設）
（都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準） 第十三条の四　法第四十五条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。 一　前条各号に掲げる施設等の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。	（新設）

二　前条各号に掲げる施設等（地上に設けるものに限る。）の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

三　前条各号（第三号を除く。）に掲げる施設等（地下に設けるものに限る。）の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

四　前条第一号に掲げる施設等にあってはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる施設等にあってはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第四号に掲げる施設等（停留所の上家に限る。）にあってはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五　前条第三号に掲げる施設等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとすること。

六　前条各号に掲げる施設等の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ　工事現場には、柵又は覆いを設けること、夜間は赤色灯をつけることその他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

（都市再生整備計画に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等）

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第十八条　法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所

三　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

四　都市公園法第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等）

第十九条　法第四十六条第十四項第二号の政令で定める施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等）

第二十条　法第四十六条第十四項第三号ロ⑵の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場

二　地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔

（増築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第二十条の二　法第四十六条の九第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　都市再生整備計画に記載された法第四十六条第二十四項第一号に定める改修及び活用に関する事項に基づいて行う行為

二　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

第十八条　法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所

三　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等）

第十九条　法第四十六条第十四項第一号の政令で定める施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等）

第二十条　法第四十六条第十四項第二号ロ⑵の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場

二　地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

（新設）

（増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第二十条の三　法第四十六条の九第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるもの（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

一　都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（以下「都市計画施設」という。）を管理することとなる者がその都市計画施設の整備に関する事業の施行として当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為

二　土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行として行う行為

三　都市再開発法第二条第一号に規定する市街地再開発事業の施行として行う行為

四　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業の施行として行う行為

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行として行う行為

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第二十四条　法第六十一条の二第一項第三号の政令で定める基準は、第十七条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一・二　（略）

（都市再生整備計画に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第二十五条　法第六十二条の二第一項の政令で定める技術的基準については、第十三条の四の規定を準用する。この場合において、

（新設）

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第二十四条　法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十七条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一・二　（略）

（都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第二十五条　法第六十二条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

同条第一号、第二号及び第六号中「前条各号に掲げる」とあるのは「第十八条各号に掲げる施設等又は第十九条に規定する」と、同条第三号中「前条各号（第三号を除く。）」とあるのは「第十八条各号」と、同条第四号中「前条第一号」とあるのは「第十八条第一号」と、「同条第四号」とあるのは「同条第三号」と、同条第五号中「前条第三号に掲げる」とあるのは「第十九条に規定する」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

一　法第四十六条第十二項の施設等（以下この条において「居住者等利便増進施設」という。）又は法第四十六条第十四項第一号の施設等（以下この条において「情報提供看板等」という。）の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。

二　地上に設ける居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

三　地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

四　居住者等利便増進施設のうち、第十八条第一号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあってはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあってはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五　情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとすること。

六　居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の占用に関する工

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準）

第二十六条　法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあっては第十三条の四（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十条第二号に掲げる施設等にあっては第十三条の四（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

２　（略）

（居住誘導区域を定めない区域）

第三十条　法第八十一条第二十三項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一～五　（略）

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十五条　法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを

事は、次に掲げるところによること。

イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ　工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準）

第二十六条　法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあっては前条（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十条第二号に掲げる施設等にあっては前条（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

２　（略）

（居住誘導区域を定めない区域）

第三十条　法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一～五　（略）

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十五条　法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第四十五条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該

除く。）とする。

（認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模）

第四十二条　法第九十五条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は特定業務施設等を有する建築物の整備に関する都市開発事業　五百平方メートル

二　（略）

（まちづくり推進活動計画に記載することができる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等）

第四十六条　法第百十七条の二第八項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所

三　地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するもの

四　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

五　都市公園法第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（まちづくり推進活動計画に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第四十七条　法第百十七条の四第一項の政令で定める技術的基準については、第十三条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一号から第三号まで及び第六号中「前条各号」とあるのは「第四十六条各号」と、同条第四号中「前条第一号」とあるのは「第四十六条第一号」と、同条第五号中「前条第三号」とあるのは都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

（認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模）

第四十二条　法第九十五条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業　五百平方メートル

二　（略）

（新設）

（新設）

は「第四十六条第三号」と読み替えるものとする。

第四十八条　（略）

第四十六条　（略）

○　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（面積、高さ等の算定方法） 第二条　次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） 六　建築物の高さ　地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。 イ　（略） ロ　法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条第一項及び第二項、法第六十条の二の二第三項、法第六十条の三第二項並びに法第六十条の四第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項から第三項まで、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。 ハ　（略） 七・八　（略） 2～4　（略）	（面積、高さ等の算定方法） 第二条　次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） 六　建築物の高さ　地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。 イ　（略） ロ　法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条第一項及び第二項、法第六十条の二の二第三項並びに法第六十条の三第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項から第三項まで、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。 ハ　（略） 七・八　（略） 2～4　（略）

第九条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～五　（略）

六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二、第百七条及び第百十七条の五並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

七～十六　（略）

（基準時）

第百三十七条　この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第百三十七条の八、第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第七項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十一条、法第二十二条第一項、法第二十三条、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第三十五条、法第三十六条、法第四十三条第一項、法第四十四条第一項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条第一項、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二

第九条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～五　（略）

六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第百七条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

七～十六　（略）

（基準時）

第百三十七条　この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第百三十七条の八、第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第七項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十一条、法第二十二条第一項、法第二十三条、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第三十五条、法第三十六条、法第四十三条第一項、法第四十四条第一項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条第一項、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二

項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十条の四第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（高度利用地区等関係）

第百三十七条の九　法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項（建築物の建蔽率に係る部分を除く。）、法第六十条の二第一項（建築物の建蔽率及び高さに係る部分を除く。）、法第六十条の三第一項又は法第六十条の四第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一　（略）

二　増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の三分の二を超えないこと。

三　増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。

項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（高度利用地区等関係）

第百三十七条の九　法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項（建築物の建蔽率に係る部分を除く。）、法第六十条の二第一項（建築物の建蔽率及び高さに係る部分を除く。）又は法第六十条の三第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一　（略）

二　増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の三分の二を超えないこと。

三　増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。

四　（略）	四　（略）
（大規模の修繕又は大規模の模様替） 第百三十七条の十二　（略） 2～6　（略） 7　法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条第一項、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十条の四第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。 8～14　（略）	（大規模の修繕又は大規模の模様替） 第百三十七条の十二　（略） 2～6　（略） 7　法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条第一項、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。 8～14　（略）

○　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域） 第五条　法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。 一・二　（略） 三　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区（第二十七条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域 四　（略）	（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域） 第五条　法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。 一・二　（略） 三　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区（第二十八条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域 四　（略）
（削る）	（資金の貸付けの対象となる都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人） 第二十六条　法第一条第六項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲）

第二十六条　法第一条第六項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百十九条第三号、第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務に要する費用の二分の一とする。

第二十七条～第二十九条　（略）

一　一般社団法人又は一般財団法人である都市再生推進法人であること。

二　次のいずれにも該当する法人であること。

イ　地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資していること。

ロ　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百十九条第三号に規定する事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

（資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲）

第二十七条　法第一条第六項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法第百十九条第三号に規定する事業に要する費用の二分の一とする。

第二十八条～第三十条　（略）

○　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（都に関する特例） 第四十六条　法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。 一　用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区 二～四　（略）	（都に関する特例） 第四十六条　法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。 一　用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区 二～四　（略）

○　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（特定公共施設） 第二条　法第八条第二項第四号ハの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。 一～九　（略） （自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの） 第三条　法第八条第二項第四号ヘの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二条第三項の許可については、同法第二十条第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。 （景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画） 第六条　法第八条第十一項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一～十七　（略） （届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為） 第八条　法第十六条第八項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～四　（略） （届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為） 第九条　法第十六条第八項第十一号の政令で定める行為は、法第八	（特定公共施設） 第二条　法第八条第二項第四号ロの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。 一～九　（略） （自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの） 第三条　法第八条第二項第四号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二条第三項の許可については、同法第二十条第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。 （景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画） 第六条　法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。 一～十七　（略） （届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為） 第八条　法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～四　（略） （届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為） 第九条　法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条

条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第八項第十一号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

（届出を要しないその他の行為）

第十条　法第十六条第八項第十二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限の全てについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二　景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限の全てについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三・四　（略）

（条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準）

第二十二条　法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　（略）

条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

（届出を要しないその他の行為）

第十条　法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二　景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三・四　（略）

（条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準）

第二十二条　法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　（略）

イ～ハ　（略）

ニ　景観計画に法第八条第二項第四号ハに掲げる事項（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。）が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

ホ　法第八条第二項第四号ニ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

ヘ～チ　（略）

（景観整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第二十八条　法第九十三条第五号の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一～三　（略）

イ～ハ　（略）

ニ　景観計画に法第八条第二項第四号ロに掲げる事項（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。）が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

ホ　法第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

ヘ～チ　（略）

（景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第二十八条　法第九十三条第四号の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一～三　（略）

○　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（歴史的風致維持向上計画の提案に係る一団の土地の区域の規模） 第二条の二　法第十条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第二条第二項第一号に規定する土地の区域において一体として行われる歴史的風致の維持及び向上を図るための住民の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、市町村は、条例で、当該土地の区域の一部の区域について、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。	（新設）
（公園管理者の権限の代行） 第七条　法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。 一～九　（略） 十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十九項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、同条第一項に規定する都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。 十一　都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあっては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各	（公園管理者の権限の代行） 第七条　法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。 一～九　（略） 十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、同条第一項に規定する都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。 十一　都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあっては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各

号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあっては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定（同法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。以下この項において同じ。）の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、同法第四十六条第十四項第三号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。 十二　（略） 2・3　（略）

号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあっては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定（同法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。以下この項において同じ。）の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。 十二　（略） 2・3　（略）

○　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等） 第六条　法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略） ２～６　（略） ７　地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第十四条第一号ホにおいて同じ。）に基づき滞在快適性等向上公園施設（同法第四十六条第十四項第三号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。以下この項及び第十条の二第十二号において同じ。）である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 ８　（略） （公園管理者の権限の代行） 第十条の二　他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。	（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等） 第六条　法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略） ２～６　（略） ７　地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第十四条第一号ニにおいて同じ。）に基づき滞在快適性等向上公園施設（同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。以下この項及び第十条の二第十二号において同じ。）である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 ８　（略） （公園管理者の権限の代行） 第十条の二　他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一～十　（略）	一～十　（略）
十一　都市再生特別措置法第四十六条第十九項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、都市再生整備計画（同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。）に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。	十一　都市再生特別措置法第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、都市再生整備計画（同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。）に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。
十二・十三　（略）	十二・十三　（略）
（占用の期間） 第十四条　法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。 一　次に掲げるものについては、十年 イ　（略） ロ　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第十三条の三第一号から第四号までに掲げるもの（都市再生特別措置法第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第六項第一号に掲げる事項に係るものに限る。） ハ　都市再生特別措置法施行令第十八条第一号から第三号までに掲げるもの（都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十二項に規定する事項に係るものに限る。） ニ　都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの（都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十四項第二号に定める事項に係るものに限る。） ホ　都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げるもの（公園施設設置管理協定において定められた都市再生特別措置法第六十二条の三第二項第九号に掲げる事項に係るものに限る。） ヘ　都市再生特別措置法施行令第四十六条第一号から第四号ま	（占用の期間） 第十四条　法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。 一　次に掲げるものについては、十年 イ　（略） （新設） ロ　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第十八条第一号から第三号までに掲げるもの（都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十二項に規定する事項に係るものに限る。） ハ　都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの（都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十四項第一号に定める事項に係るものに限る。） ニ　都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げるもの（公園施設設置管理協定において定められた都市再生特別措置法第六十二条の三第二項第九号に掲げる事項に係るものに限る。） （新設）

でに掲げるもの（都市再生特別措置法第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第八項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）	
二～四　（略）	二～四　（略）

○　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五　法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項及び第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十条の四第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第五十二条第六項第三号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による	（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五　法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項及び第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第五十二条第六項第三号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二

指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十条の四第三項、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三～四十　（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条　法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一　（略）

二　建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第四項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二

指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十条の四第三項、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三～四十　（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条　法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一　（略）

二　建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第四項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二

項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条の四第一項及び第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三～六　（略）

七　景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十一条（同法第四十六条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項

八～五十七　（略）

五十八　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十二条の二第三項、第七十三条第二項及び第百九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第四十六条の九第一項及び第二項、第八十八条第一項及び第二項、第百八条第一項

項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三～六　（略）

七　景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十一条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項

八～五十七　（略）

五十八　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第百九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第百八条第一項及び第二項

及び第二項並びに第百八条の十五十九～六十四　（略）

2・3　（略）

2・3　五十九～六十四　（略）

○　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第二条　次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十四号及び第二十七号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九　（略） 二十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十一～三十七　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第二条　次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九　（略） （新設） 二十～三十六　（略） 2　（略）

○　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第十条　次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五　（略） 十五の二　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 十六～三十二　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第十条　次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五　（略） （新設） 十六～三十二　（略） 2　（略）

○　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第九条　次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。 一～十　（略） 十一　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 十二～二十　（略） 2・3　（略）	（他の法令の準用） 第九条　次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。 一～十　（略） （新設） 十一～十九　（略） 2・3　（略）

○　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第七条　次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十九号及び第二十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。 一～十四　（略） 十五　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 十六～二十九　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第七条　次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。 一～十四　（略） （新設） 十五～二十八　（略） 2　（略）

○　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（民間都市開発事業の要件等） 第二条　法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　（略） 二　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百二十九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業又は都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業（同法第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設又は同条第六項に規定する特定業務施設等を有する建築物の整備に関するものに限る。）であること。 2・3　（略）	（民間都市開発事業の要件等） 第二条　法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　（略） 二　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百二十九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業又は都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業（同法第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）であること。 2・3　（略）

○　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（広告の規制等に係る許可等の処分） 第七条　法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項及び第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十条の四第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第五十二条第六項第三号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三	（広告の規制等に係る許可等の処分） 第七条　法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項及び第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第五十二条第六項第三号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項及び第三項の規定による認定、同法第五

項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十条の四第三項、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分 三～四十　（略）	十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分 三～四十　（略）

○　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第二十八条　次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九　（略） 二十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十一～三十四　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第二十八条　次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九　（略） （新設） 二十～三十三　（略） 2　（略）

○　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第五十六条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八　（略） 十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十～三十五　（略） ２　（略）	（他の法令の準用） 第五十六条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八　（略） （新設） 十九～三十四　（略） ２　（略）

○　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第二十五条　次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十六　（略） 三十七　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 三十八～六十二　（略） ２・３　（略） 第二十六条　次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。 一～八　（略） 九　都市再生特別措置法第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項まで 十～十四　（略） ２・３（略）	（他の法令の準用） 第二十五条　次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十六　（略） （新設） 三十七～六十一　（略） ２・３　（略） 第二十六条　次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。 一～八　（略） 九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項まで 十～十四　（略） ２・３（略）

○　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第二条　次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八　（略） 十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十～二十八　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第二条　次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八　（略） （新設） 十九～二十七　（略） 2　（略）

○　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第四十条　次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあっては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十一号及び第二十七号に掲げる規定にあっては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあっては市町村とみなして、これらの規定を準用する。 一～十七　（略） 十八　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 十九～二十七　（略） 2～5　（略）	（他の法令の準用） 第四十条　次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあっては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあっては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあっては市町村とみなして、これらの規定を準用する。 一～十七　（略） （新設） 十八～二十六　（略） 2～5　（略）

○　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第十六条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五　（略） 二十六　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十七～四十四　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第十六条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五　（略） （新設） 二十六～四十三　（略） 2　（略）

○　独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第十五条　次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一・二　（略） 三　（削る） （削る） 四～九　（略） 十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 十一～十七　（略） 2・3　（略）	（他の法令の準用） 第十五条　次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一・二　（略） 三　削除 四　（略） 五　削除 六～十一　（略） （新設） 十二～十八　（略） 2・3　（略）

○　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第三十四条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九　（略） 二十　都市再生特別措置法第四十六条の九第五項及び第六項 二十一～三十六　（略） ２　（略）	（他の法令の準用） 第三十四条　次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十九　（略） （新設） 二十～三十五　（略） ２　（略）

○　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第十六条　次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～九　（略） （削る） 十～十八　（略） 十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十～三十　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第十六条　次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～九　（略） 十　削除 十一～十九　（略） （新設） 二十～三十　（略） 2　（略）

○　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第六条　次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～四　（略） 五　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 六～八　（略）	（他の法令の準用） 第六条　次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～四　（略） （新設） 五～七　（略）

○　国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第二十一条　次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八　（略） 十九　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項 二十～二十九　（略） 2　（略）	（他の法令の準用） 第二十一条　次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十八　（略） （新設） 十九～二十八　（略） 2　（略）

○　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（都市安全課の所掌事務） 第八十五条　都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十七項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関すること。 五～九　（略） （まちづくり推進課の所掌事務） 第八十六条　まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） 九　都市再生特別措置法に規定する都市再生整備等協定、都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、固有魅力維持向上協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。 十～十二　（略）	（都市安全課の所掌事務） 第八十五条　都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関すること。 五～九　（略） （まちづくり推進課の所掌事務） 第八十六条　まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） 九　都市再生特別措置法に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。 十～十二　（略）

○　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（地方住宅供給公社法施行令を適用する場合の読替え） 第十二条　法第四十七条第一項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項中「、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十四号及び第二十七号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四十七条第一項の政令で定める市」とする。	（地方住宅供給公社法施行令を適用する場合の読替え） 第十二条　法第四十七条第一項の規定により設立された地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項中「、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県」とあるのは、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四十七条第一項の政令で定める市」とする。